

「ワードに真正面から向き合うことは、障害問題の今を深める上でとても重要なことです。そこには、当座だけではなく、21世紀の前半から中盤に向けての新たな運動の方向や力の源が含まれているように思います。」

そこで、まずは「昨今の福祉政策」について紹介したいと思います。その正体は、厚労省によって取りまとめられた「『我が事・丸ごと』地域共生社会」（以下、「我が事・丸ごと」政策）です。2016年7月15日に発表されて以来、あれよあれよという間に法律案に仕立て上げられ、2017年5月26日の国会で成立となりました。正確に言えば、2015年9月に厚労省より公表された「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」がその下敷きになっています。

法案段階の名称は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」で、ここからは「我が事・丸ごと」政策は連想できにくいように思います。というよりは連想させないようにしたのです。この法案は、介護保険制度の定時見直しを主柱とする31本の法律にまたがる大がかりな法案で、「我が事・丸ごと」政策は、この大がかり法案の奥深くに埋め込まれていたのです。法案審議の焦点は専ら介護保険制度で、マスコミもこの点の報道に終始しました。

たとえば、応益負担制度を盛り込んだかつての障害者自立支援法の場合は、運動の標的は単純明快でした。自立支援法だけにエネルギーを注ぎ込むことで、応益負担制度の問題

や矛盾が自ずとあぶり出されたのです。ところが、今回の「我が事・丸ごと」政策については、自立支援法の二の舞を踏むまいと単純な図式とはせず、大がかりな法律の奥深くに潜ませたのです。大がかりで複雑な法律改正を隠れ蓑に「我が事・丸ごと」政策の法定化を図りました。姑息というか、巧妙というか、角度を変えてみればそれほど厚労省として必死だったのです。

◆基本は自助と効率

それでは「我が事・丸ごと」政策なるものの実相をみていきましょう。厚生労働省が当初の段階で強調していたのは、「これからの社会福祉は他人ごととしてとらえるのではなく我が事として親身に考えるべき」「高齢者や子ども、生活困窮者、障害者などの分野を縦割りではなく横断的に丸ごととらえることが大切」というものでした。このこと自体は間違いではなく、むしろ当たり前だと思います。問題は、この当たり前のことをわざわざ聞こえのいい「我が事・丸ごと」と表現したのはなぜかということです。一種のカモフラージュ・ネーミングと言って差支えありません。本当のねらいは、「我が事として考えるべし」とか「縦割りを排すべし」ではなく、そこには深い意図がありました。関連の政策文書を読み合わせると、その意図が浮かび上がってきます。「我が事」とは、「これからの社会福祉は公に頼るのではなく自己努力や地域での支えあい」が基本」とし、簡単に言えば



▲権利条約を地域のすみずみに